

## これまでに頂いた町長直通便について（令和元年7月～令和元年9月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
245	総合体育館（総合スポーツ公園）にはゴミ箱が設置されていないのに、灰皿は設置されている。 少年少女や健康のためにトレーニングに来ている人たちが利用する施設に、灰皿の設置はいかがなものか、即撤去すべきだ。	灰皿を撤去し、敷地内を全面禁煙とした場合、喫煙者が公道に出て喫煙し、吸い殻を捨てたり、通行人等に迷惑がかかる恐れがありますので、現在、屋外敷地内に灰皿を設置しております。 健康増進法の制度趣旨を踏まえつつ、灰皿の設置場所の再検討等とともに、総合スポーツ公園ご利用の皆様が不快な思いをせずにご利用いただけるよう、対処していきたいと考えています。	生涯学習課
246	総合スポーツ公園の灰皿撤去の回答について、喫煙場所は提供しても灰皿まで提供する必要はないということで、敷地内の全面禁煙をお願いしたわけではない。喫煙者は携帯灰皿を持参するのがマナーで、公共の建物に来ている人に迷惑をかけてもよいのか。	喫煙をするすべての方が灰皿を携帯しているとは限らないため、灰皿のない喫煙場所では、吸い殻を捨て、ごみが出ることが考えられます。周囲に迷惑をかけず、マナーを守った喫煙をしていただくためにも、灰皿の設置は必要と考えております。その上で、喫煙場所の再検討等とともに、総合スポーツ公園ご利用の皆様が不快な思いをせずにご利用いただけるよう、対処していきたいと考えています。	生涯学習課
247	災害時に遠い移動は不可能なので、自治会との連携を取り、集会所を避難所として開設してもらえると、高齢者も不安なくいられる。 また、飲み物や毛布等も職員の方々が配置してはどうか。	基本的には、台風接近時、気象警報が発令された場合、避難所として万葉ホールを開設しています。また、地区集会所すべてを同時に開設するのではなく、災害に応じた集会所の開設を行っています。また、避難所を開設する場合は、防災行政無線により事前にお知らせを行います。 飲み水等については、太子町において備蓄品として備蓄していますが、数量に限りがあります。また、特に夏場においては、常温で保管していることから、飲みにくい等のこともあるので、原則、一時的な避難を行う場合は、飲み水等については各自で持参していただくようお願いしたいと思います。	危機管理課
248	体育館のトレーニング室の蛍光灯のちらつきが激しく、目が疲れるので早急に改善してほしい。	蛍光灯の交換をしたところ、改善されず安定器が壊れていることを確認しました。 10月以降になりますが、エントランスの照明工事を行うので、その際にトレーニング室の照明も修繕する予定です。	生涯学習課
249	国道166号及び府道香芝太子線から太子ヶ丘を通り抜ける車両が多く危険な為、看板等での啓発や道路にスピードを緩める減速板の設置などの対策をしてほしい。	国道166号線や府道香芝太子線から太子ヶ丘を通り抜ける車両の規制について、以前からご要望をいただいておりますが、効果的な対策がない状況です。 路面の凹凸については、子どもや歩行者・自転車・二輪車が転倒する危険があるため、該当箇所での設置は困難と考えます。 現在、太子ヶ丘には「住宅地内の通り抜けの啓発等」の看板5枚と「速度落せ」の路面標示、カーブミラー等を設置しています。 また、国道166号線の栄町側からの進入路につきましては、今年度、地元の要望もあり、橋までの間に「速度落とせ」の路面標示を施工いたしました。 今後も継続して、富田林警察署へ効果的な対策について相談していきます。	危機管理課

※ 連絡先等が不明なものは含まれていません。